

□粉じんの規制基準等

1. 粉じんの規制基準(条例別表第7関係)

粉じんの規制基準(工場及び指定作業場に適用)

粉じんの種類	粉じんの発生施設		規制基準 (排出される粉じんの量)
	施設の種類の	規模の区分	
顔料を主とした粉じん	顔料を発生する施設	—	75 mg / Nm ³
塩化アンモンを主とした粉じん	塩化アンモンを発生する施設	1日あたりの使用量 50kg 以上	40 mg / Nm ³
		1日あたりの使用量 50kg 未満	80 mg / Nm ³

2. 粉じんを発生する施設の構造基準等(条例第71条関係)

工場又は指定作業場を設置している者は、次の粉じんを発生する施設を設置するときは、当該施設の構造を条例規則で定める基準に適合させ、並びに当該施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければなりません。(構造基準並びに使用及び管理の基準は省略)

- ① コークス炉(原料処理能力が1日当たり50トン以上のものに限る。)
 - ② 鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が1,000㎡以上であるものに限る。)
 - ③ ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するもので、ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m³以上のものに限り、密閉式のものを除く。)
 - ④ 破碎機、摩砕機及びふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するもので、原動機の定格出力が75kW以上(ふるいにあつては15kW以上)であるものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)
 - ⑤ バッチャープラント(レディミクストコンクリートの製造の用に供するものに限る。)及びセメントサイロ
 - ⑥ 製綿機(古綿の再生の用に供するものを含む。)
- 指定作業場については、②、③及び⑤の項に限り適用する。